

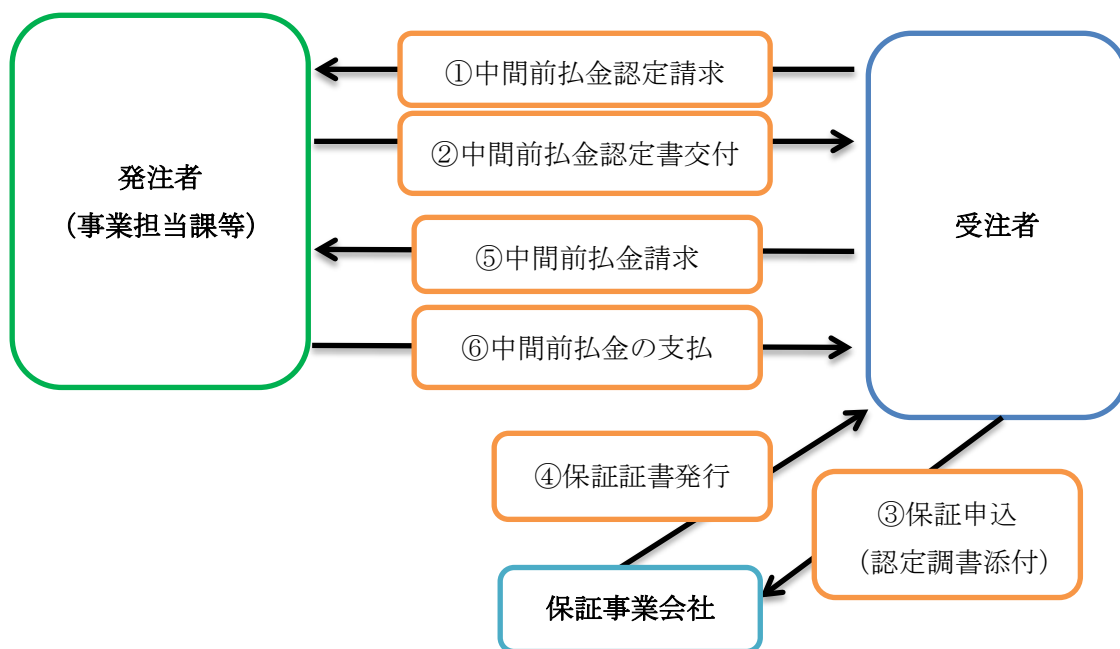
## 公共工事における中間前払金制度の請求手続きについて

### 1. 中間前払金制度の概要

西東京市では、受注者の資金調達の円滑化を図ると共に労働者及び下請業者等に対する早期の支払を促進し、もって公共工事の円滑・適正な施工を確保することを目的として、平成 29 年 4 月 1 日以降の契約より中間前払金制度を導入します。

中間前払金制度とは、既に前払金(契約金額の 100 分の 40 を乗じて得た額以内)を支出した建設工事において一定の要件を満たしている場合に保証事業会社の保証を条件に契約金額に 100 分の 20 を乗じて得た額を限度に前払金を追加して支出できる制度をいいます。

### 2. 中間前払金請求までの流れ



- ① 受注者は、中間前払金認定請求書を当該工事の発注担当課（以下「事業担当課」という。）へ提出し、中間前払金に係る認定の請求を行ってください。
- ② 事業担当課は、上記の認定請求書を受け取ってから審査を行い、認定書を交付します。
- ③ 受注者は、認定書の交付を受けたときは、その認定書を添えて保証事業会社に中間前払金保証の申込みをします。
- ④ 受注者に対し、保証事業会社から保証証書が発行されます。
- ⑤ 受注者は、中間前払金請求書に保証証書を添えて、事業担当課へ中間前払金の請求をしてください。
- ⑥ 事業担当課は、受注者の預託金融機関（前払金専用口座）に、請求を受けた日から 14 日以内に中間前払金を振り込みます。